

令和 8 年度 教育施設（1 号認定）入所申込みご案内



お申込み前に必ずご覧ください

【1 号認定】認定こども園・幼稚園 ※詳しくは 1 ページをご覧ください。

- ・認定こども園（教育部分）や新制度に移行した私立幼稚園を利用する場合は、町の教育・保育給付認定が必要です。
- ・新制度に移行していない町外の私立幼稚園を利用する場合は、利用を希望する園にご相談ください。（さつま町の教育・保育給付認定は不要です。）

○入所申込みの受付期間

＜令和 8 年 4 月からの利用を希望される方＞

申請期間・受付場所

町内教育施設を希望される場合

- ・ 第 1 希望の認定こども園・幼稚園へ直接お申込みください。
- ・ 受付期間は認定こども園・幼稚園へお問合せ下さい。

町外教育施設を希望される場合

- ・ 令和 7 年 12 月 12 日（金）までに、本庁こども課こども支援係へご相談ください。

＜年度途中で随時利用を希望される方＞

随時、認定こども園・幼稚園にご相談下さい。

さつま町

目 次

1. 教育・保育給付認定について	・・・ P 1
2. 教育・保育給付認定・園利用の流れ	・・・ P 2
3. 教育・保育給付認定の有効期間について	・・・ P 2
4. 利用者負担額（保育料）と副食費について	・・・ P 3
(1)副食費について	・・・ P 3
(2)さつま町教育・保育施設等の副食費助成事業について	・・・ P 3
5. 子育てのための施設等利用給付認定について	・・・ P 4
(1)「保育を必要とする事由」がある方が預かり保育等を利用する場合	・・・ P 4
(2)「保育を必要とする事由」と添付書類について	・・・ P 5
6. 町内教育施設一覧	・・・ P 6

1. 教育・保育給付認定について

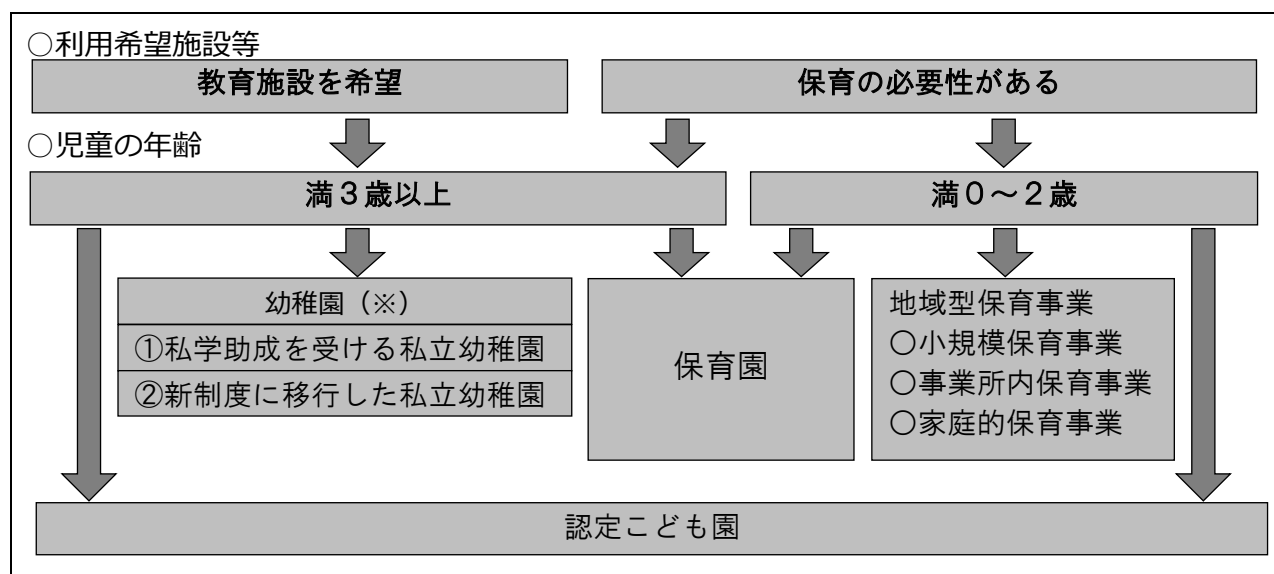
保護者からの申請を受けて市町村は、次の3つの教育・保育給付認定区分に認定を行います。利用できる施設・事業は認定された区分に応じて異なります。

教育施設（教育部分）の利用を希望される場合は、「1号認定」の申請となります。

保育施設（保育部分）の利用を希望される場合は、「2号認定」・「3号認定」の申請となります。

教育・保育給付 認定区分	年齢	保育の 必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間※ （1日4時間を標準）	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間 （1日最長11時間） 保育短時間 （1日最長8時間）	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満			・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

利用できる教育・保育施設や事業は、次の図のようになります。



※満3歳以上で保育の必要性がある場合でも教育施設をご利用になれます。

また、令和元年10月以降は、保育の必要性の認定を受けることで、月額11,300円まで預かり保育等が無償化されます。詳しくはP4をご確認ください。

2. 教育・保育給付認定・園利用の流れ

認定こども園（教育部分）や新制度に移行した幼稚園等の教育施設を利用するためには、「1号認定」を受ける必要があります。

なお、現在2号認定や3号認定を受けて保育施設を利用している子どもが、教育施設（教育部分）へ利用を変更する場合も、「1号認定」に変更する手続きが必要となります。

1号認定については、保護者の「保育を必要とする事由」は不要ですが、令和元年10月の制度改正により、保護者全員に「保育を必要とする事由」によって認定を受けた場合、預かり保育等が月額11,300円まで無償化されることになりました。（P4をご確認下さい。）

①教育・保育給付認定申請書を希望施設に提出

申込者が以下の申込書を希望施設に提出します。

- ・園が定めている入園申込書類等（園が定めていない場合は省略）
- ・町が定めている教育・保育給付認定申請書

②希望施設が入園決定を行う

希望施設が申込者に対して面談等を行い、入園に対する決定を行います。

③希望施設が教育・保育給付認定申請書を町へ提出

希望施設が上記②の結果に基づき、上記②の教育・保育給付認定申請書を町へ提出します。

④町が教育・保育給付認定を決定

町が教育・保育給付認定に関する決定を行い、認定通知書等を送付します。

⑤利用開始

3. 教育・保育給付認定の有効期間について

1号認定の有効期間については、教育施設の利用開始日から子どもの小学校就学前までとなります。

なお、1号認定から2号認定へ変更を行った場合や転出などにより1号認定を受ける要件を満たさなくなった場合は、要件を満たさなくなった日が認定終了日となります。

4. 利用者負担額（保育料）と副食費について

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、満 3 歳以上で認定こども園等の教育部分（1 号認定）を利用する子どもの利用者負担額（保育料）は、無償となりました。

※延長保育料，通園送迎費，食材料費，行事費などの一部の費用は保護者の皆様の負担となります。

(1)副食費について

副食費については保護者の負担が発生します。利用している施設に直接お支払いください。（各施設の副食費の金額は P6 をご確認ください。）

■副食費の免除対象者について

年収 360 万円未満相当の世帯の児童，または第 3 子目以降の児童は副食費が免除となります。

	利用者負担額 (保育料)	副食費	預り保育
1 号認定 (満 3 歳 ～5 歳) ・幼稚園 ・認定こども園 (教育部門)	無償	第 1 子・第 2 子 施設で決定した額を ご負担ください。	保育を必要とする事由 <u>がある世帯</u> 無償 ※申請が必要（P4 を ご確認ください）
		●住民税非課税世帯， 年収 360 万円未満相 当の世帯の方， ●第 3 子目以降 上記にあたる方は 無償	保育を必要とする事 <u>由がない世帯</u> 施設で決定した額をご 負担ください。

(2)さつま町教育・保育施設等の副食費助成事業について

さつま町では，子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として，令和 2 年度より副食費の徴収対象者に対して「**1 人あたり月 2,000 円**」の助成を実施しています。

助成対象者：さつま町に住民登録を行っている 1 号認定者または 2 号認定者で副食費の徴収対象となる子どもの保護者

助 成 金 額：対象子ども 1 人あたり月 2,000 円

※具体的な手続きは対象者の方に別途案内いたしますが，ご不明な点はこども支援係までお問合せ下さい。

5. 子育てのための施設等利用給付認定について

(1)「保育を必要とする事由」がある方が預かり保育等を利用する場合

令和元年 10 月の「幼児教育・保育の無償化」開始により、認定こども園等の 1 号認定者（満 3 歳児の場合は非課税世帯のみ）で、保護者が就労等の理由により「保育を必要とする事由」に該当する場合は、施設の実施する預かり保育や認可外保育施設の一時預かりが月額 11,300 円を上限に無償化されます。

※無償化の対象となるには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書を町に提出

対象者（※）が以下の申請書を町に提出します。

■ 提出書類

- ・ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号）
- ・ 就労証明書・求職活動起業準備申立書・保育を必要とする申立書のいずれか、及び保育を必要とする事由を証明する添付書類（保護者全員分、P5 参照）

※対象者…以下のすべてに該当する方

- ・ 保育を必要とする事由に該当する方
- ・ 対象施設・事業を利用している方（利用予定者を含む）
- ・ 住民税非課税世帯の方（満 3 歳児のみ）
- ・ 無償化による給付を希望する方

② 町が保育の必要性の認定を行う

町が保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）に関する決定を行い、認定通知書等を送付します。

③ 認定期間内は無償化の対象です

認定期間内の預かり保育等の利用は無償化の対象となります。

※認定期間外の利用は保護者の負担となります。

○ 無償化の対象となるサービス

保護者が上記の「保育を必要とする事由」に当てはまり、対象児童が以下のサービスを利用した場合、最大 11,300 円を限度に利用料が無償となります。

- ・ 認定こども園の教育時間終了後、日常的に預かり保育を利用している場合
- ・ 認定こども園の教育時間終了後、近隣市町の認可外保育施設等で預かり保育を利用している場合
- ・ 認定こども園を教育時間で利用しているが、保護者の里帰り出産等の間に町外の認可外保育施設等を利用する場合

※その他、対象となるサービスについては、随時お問い合わせください。

(2)「保育を必要とする事由」と添付書類について

次のいずれかの事由に保護者全員が当てはまる場合は、申請書と各添付書類を提出してください。

※1号認定を受けている方で「保育を必要とする事由」がない場合は、子育てのための施設等利用給付認定の手続きは不要です。

この場合、預かり保育の利用はできますが利用した場合の費用は自己負担になります。

保育を必要とする事由	提出時に添付する書類
就労 (月 48 時間以上の就労を行う方)	・ 就労証明書
妊娠・出産 (産前 2 か月または出産後 3 ヶ月以内)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 母子手帳の写し (出産予定日等の記載欄)
病気・障がい (病気等により、通院や入院している方)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書 (様式については、お問い合わせください)
親族等の常時介護・看護 (同居親族等の介護を行っている方)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書、ケアプラン等 (任意様式)
災害復旧 (保護者等が被災した方)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 罹災証明書 (任意様式)
求職活動・起業準備 (最大 3 ヶ月以内。)	・ 求職活動起業準備申立書 ・ ハローワークカード等
就学 (月 48 時間以上。職業訓練も含む)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 在学証明書・学生証等 ・ 就学時間が確認できる書類
児童虐待やDVのおそれがあること	・ 保育を必要とする申立書 ・ その他必要な書類
育児休業の間の継続利用	・ 就労証明書 ※事業主による育児休業期間の記入・証明が必要です。

6. 町内教育施設一覧

【認定こども園】

施設名	住所	受入開始 月齢	定員	副食費※	令和7年度 長期休み（予定） （幼稚園部分）
	連絡先				
幼保連携型認定こども園 つるだ同朋子ども園	鶴田 3424-18 0996-59-3074	3ヶ月	幼稚園 15名 保育所 50名	4,500円	なし
あさひこども園	柏原 5183 0996-59-8675	2ヶ月	幼稚園 10名 保育所 40名	3,400円 4,900円	夏休み：8/1～8/31 冬休み：12/29～1/3
認定こども園 クオラキッズ	船木 2336-1 0996-53-0335	2ヶ月	幼稚園 15名 保育所 60名	5,200円	夏休み：8/1～8/31 冬休み：12/25～1/8 春休み：3/25～3/31
宮之城聖母幼稚園 (ナーサリールームせいぼ)	虎居 1020 0996-53-0602	満2歳	幼稚園 25名 保育所(2号) 15名 保育所(3号) 5名	4,500円 5,500円 /	夏休み：7/21～8/31 冬休み：12/25～1/4 春休み：3/23～4/2
恵光保育園	中津川 1986-1 0996-57-0845	2ヶ月	幼稚園 15名 保育所 20名	5,000円	なし
吉祥保育園	虎居町 1779-1 0996-53-0305	2ヶ月	幼稚園 15名 保育所 60名	4,500円	なし

認定こども園の長期休み日程については予定のため、変更となる場合があります。

<参考・・・町内保育施設一覧>

【保育所】

施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	定員	副食費※
山崎保育園	山崎 861-2	0996-56-8555	2ヶ月	40名	4,600円
佐志保育園	広瀬 1242-7	0996-53-1378	3ヶ月	40名	5,200円
太陽保育園	宮之城屋地 2115	0996-52-2551	3ヶ月	40名	4,600円
信教寺保育園	宮之城屋地 808-1	0996-53-3130	3ヶ月	60名	4,500円
上宮保育園	平川 1872-2	0996-54-2672	2ヶ月	20名	4,500円

【事業所内保育所】

施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	定員	副食費※
わんぱくキッズ	船木 2311-6	0996-52-1265	2ヶ月	従業員枠 4名 地域枠 1名	/

※令和7年10月1日時点の一覧になります。定員や副食費は変動する場合があります。

※副食費については教育部分の入所児童（1号認定）または保育部分の3歳以上児（3～5歳児）クラスのみ負担となります。詳しくはP3をご確認ください

■ 町内教育・保育施設位置図



番号	施設名	番号	施設名
①	山崎保育園	⑦	吉祥保育園
②	認定こども園クオラキッズ	⑧	上宮保育園
③	わんぱくキッズ	⑨	あさひこども園
④	信教寺保育園	⑩	幼保連携型認定こども園つるだ同朋子ども園
⑤	太陽保育園	⑪	恵光保育園
⑥	宮之城聖母幼稚園	⑫	佐志保育園

★数字の場所が施設の大まかな位置になります。

<申請先・問い合わせ先>

さつま町役場 こども課 こども支援係

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

電話 0996-24-8940

F A X 0996-52-3514